

弁当等人力販売業の許可の新設について

1 概要

東京都は、食品衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、弁当等の販売について、固定店舗や自動車による販売は食料品等販売業（許可制）として、また、人力による移動販売は行商（届出制）として、食品製造業等取締条例に基づき規制している。

近年、屋外で弁当を販売する行商が増加し、温度管理の不備等の衛生上の問題が懸念されるようになってきた。このため、東京都は、食品製造業等取締条例を改正し、平成27年10月1日より弁当類又はそう菜類を販売する行商を「弁当等人力販売業」として届出制から許可制とし、保冷容器等の設備要件や食品衛生責任者の設置などの人的要件を義務付けた。

当該許可等の事務については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、文京区が主たる営業地になる場合には、申請に基づき文京保健所長が許可することとなる。

2 許可の申請等に関する手数料について

① 弁当等人力販売業許可申請手数料	8,800円
② 〃 更新申請手数料	5,400円
③ 許可済証の交付手数料	1,400円
④ 〃 再交付手数料	1,100円

【参考】

※ 弁当等人力販売業

業として弁当類又はそう菜類を人力により移行しながら販売することをいう。

* 制度の内容

制度：許可制、有効期間：5年間（更新制）、携行義務：許可済証

設備基準等

- 運搬用具、運搬容器、温度計及び消毒用薬品の設備要件
- 運搬用具及び運搬容器の見やすい所に営業所の名称、許可の有効期限及び主たる営業地等を明記した標識（ステッカー）を貼付

食品衛生責任者の設置：許可設備ごとに販売に従事する者